

**令和6年度サッカーキャンプ誘致戦略推進事業（受入市町村促進事業）業務委託
企画提案応募要領**

本公募に係る事業は、国及び県の予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした事前準備手続であり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。

国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しないことがありますのでご留意下さい。

また、委託契約の締結にあたっては、企画提案の内容について内閣府による事前確認が必要となる場合がありますので、併せてご留意願います。

1 趣旨

沖縄県では、沖縄観光の新たな魅力の創出や着地型観光の拡充等を図るため、スポーツツーリズムを推進しており、現在、国内外から多くのプロサッカーチーム等のスポーツキャンプが集積し、日本有数のキャンプ地を形成している。

一方で、本県でキャンプ実施を希望するチームは多くあるが、受入可能な施設は限られているため、県内施設のインフラ整備等を行い、キャンプ受入体制を強化する必要がある。

本事業は、キャンプチームの更なる誘致拡大を図るため、受入市町村の新たな創出に取り組み、キャンプ実施希望クラブの受入を行うことで、キャンプ開催地としてのブランドを強化し、サッカーキャンプを目的とした来訪者の増加、経済効果の向上及び地域の活性化を目指す。

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名

令和6年度サッカーキャンプ誘致戦略推進事業（受入市町村促進事業）

(2) 事業期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 業務の詳細内容については、企画提案仕様書を参照のこと。

3 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

<参考>

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 芝生に関する専門的な管理能力を有すること。
- (3) 過去5年間に、国・地方公共団体・民間の所管するグラウンド等の芝生管理並びにコンサルティング実績を有する者。
- (4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、企画提案仕様書に記載の業務内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (5) 今回の委託業務を実施するため、正・副2人以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は、単独に限らず共同企業体を可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(2)(3)(4)(5)の要件を満たすこと。

4 応募の方法等について

応募にあたっては、「企画提案仕様書」及び「応募申請書等様式一覧」を参照の上、提出書類を作成し、提出期限内に次により持参又は郵送により到着すること。

※「企画提案仕様書」及び「応募申請書類等様式」はスポーツ振興課ホームページよりダウンロードしてください。

(1) 提出書類等

提出書類は、下記事項を踏まえ【様式1】～【様式7】及びア記載の書類を提出すること。

ア (1) 定款及び寄付行為

(2) 直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類

(3) 滞納がないことの証明書

① 県税

主たる事業所等の所在地を管轄する事務所等が発行する課税されている全ての税目について滞納がない旨の証明書

② 国税

主たる事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書(その3の3)

イ 提出書類は【様式1～7】の順で並べ、クリップ止めで提出すること。(ホッチキス不可、ファイル閉じ不可)

ウ 本様式以外の様式での作成も可とする。その際は左上に【様式〇】と記入すること。

エ A4版縦置きで横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き横書きも可とするが、インデックスは用紙を縦置きにした場合に用紙の右側にくること。

また、用紙を縦置きにした場合に左余白は2cm以上空けること。

オ 【様式7】の積算にあたっては、本事業を実施するにあたっての一切の費用を積算し、各積算費目の単価と内訳を記載すること。

カ 今回の企画提案については、13,340,000円(消費税込)の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なることがあ

る。

(2) (1) の提出期限

企画提案書等の提出は、次により持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア 提出期限 令和6年3月21日(木) 12時必着

イ 提出場所 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

電話番号 098-866-2708 F A X 番号 098-866-2729

(3) 提出部数

【様式1】～【様式7】各8部(1部は原本、残り7部は原本のコピーを提出)

(4) 質問

質問がある場合には、【別紙1】に記入の上、令和6年3月14日(木)12:00までに電子メールにより提出すること。

質問に対する回答は、とりまとめのうえ、スポーツ振興課ホームページに掲載する。

・電子メールアドレス aa082200@pref.okinawa.lg.jp

5 選定方法

企画提案が多数の場合は、企画提案選定委員会委員長の定めるところにより、スポーツ振興課において第一次審査(書類審査)を行い、上位数者程度を選定する。その後、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、プレゼンテーション等の第二次審査を行い入選者を選定する。

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ決定する。

6 その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類等の作成、持参等に要する費用は応募者の負担とし提出書類等は返却しない。

(3) 選定委員会は非公開で行い、提出された提案書、審査内容、審査経過に関する問い合わせには応じられない。

(4) 委託予定業者の選定にあたっては、提案された内容を総合評価し決定する。このため、調査業務を実施するにあたっては県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

(5) 1事業者(複数の事業体で事業を実施する場合は1企業体)あたり、提案は1件とする。

(6) 共同企業体で応募する場合には、各構成員間で協定を締結し、その協定書を提出すること。(なお、協定書の内容は、目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等とする。)

(7) その他詳細は、企画提案仕様書による。

(8) 契約締結する場合は、沖縄県財務規則101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれらに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)

に該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(9) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要領に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(※) 契約保証金について（沖縄県財務規則第 101 条抜粋）

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をする時又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品ま

での間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

7 本事業に係る応募関係書類等の提出先及び問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁舎8階）

TEL : 098-866-2708 FAX : 098-866-2729 E-Mail : aa082200@pref.okinawa.lg.jp